

補助金事業等収益明細書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

社会福祉法人名 師勝福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						法人本部	セルプしかつ	共同生活援助施設
北名古屋市社会福祉法人助成金	障害事業	5,631,000		5,631,000			5,631,000	
食材費高騰対策支援金		84,000		84,000			48,000	36,000
物価高騰対策支援金		841,000		841,000			557,000	284,000
区分小計		6,556,000		6,556,000	0	0	6,236,000	320,000
北名古屋市社会福祉法人助成金	償還	3,866,362		3,866,362				3,866,362
北名古屋市社会福祉法人助成金		利息	116,966		116,966			
区分小計		3,983,328		3,983,328		0	0	3,983,328
		0		0				
		0		0				
		0		0				
区分小計		0		0	0	0	0	0
合計		10,539,328		10,539,328	0	0	6,236,000	4,303,328

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記載すること。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。